

# 林道工事特別仕様書

北海道森林管理局

(平成23年10月1日)

## 林道工事施工管理基準(路体強化工)

### 1. 施工管理の内容

施工管理の内容は、次のとおりである。

項 目	種 目	内 容
工程管理	工事の進行管理	工事工程表を作成し、これに基づき各工種を適期に施工するとともに、工事が工期内に完成するよう管理する。
	工事経過の記録	工事日報に、工事の経過、指示、承諾、協議事項等を記録する。
出来形管理	出来形数量の計算	出来形野帳、出来形図表等に基づき、出来形数量を算出する。
写真管理	工事写真の撮影及び編集	着工から完成までの工事経過、出来形、品質管理の実施状況、災害の状況等の写真を撮影し編集する。

### 2. 工程管理

#### (1) 工事の進行管理

ア 工事の進行管理は、計画と実行を対比させた工程表により行わなければならない。

イ 受注者は、工事工程表を作成する際には、各工種が適期に施工できるよう十分に検討しなければならない。

なお、計画と実行に著しい差異が生じた場合は、その対策を講じて変更工事工程表を作成しなければならない。

ウ 工事工程表は、バーチャート又はネットワーク方式によらなければならない。

#### (2) 工事経過の記録

受注者は、工事の進行管理の資料とするため、着工から完成までの日々について、天候、作業内容、機械稼働、出役人員、概略の出来形数量、指示事項などを記入した工事日報等を作成しなければならない。

### 3. 出来形管理

#### (1) 出来形数量の計算

受注者は、出来形数量の計算を行う場合には、出来形野帳、出来形図等に基づき、所定の様式によるものとする。

### 4. 写真管理

#### (1) 工事写真の管理

工事写真は、次のように分類する。

ア 着工前及び完成写真

イ 施工状況写真

ウ 安全管理写真

エ その他（災害、環境等）

(2) 工事写真の撮影

ア 工事写真の撮影は、着工前及び完成後に、同一方向、同一箇所から撮影するものとし、写真撮影基準は次のとおりとする。

工 種	撮 影 項 目	撮 影 箇 所
砂 利 敷	路盤材採取場所の状態	全ての採取場所
	敷均しの状態	全ての施工路線の始点、中間点、終点
路面整正	整正の状態	全ての施工路線の始点、中間点、終点
除 草	刈払いの状態	全ての施工路線の始点、中間点、終点
側溝整備	側溝整備の状態	全ての施工路線の始点、中間点、終点
小崩土除去	崩土除去の状態	全ての崩土箇所

イ 監督職員が指示するものについては、指示した撮影項目、撮影箇所で撮影しなければならない。

ウ 撮影に当たっては、原則として次の項目を記載した小黒板、標尺等を被写体として共に写し込むものとする。

- ① 作業年月日
- ② 工事名
- ③ 工 種
- ④ 林道名
- ⑤ 側点（位置）
- ⑥ その他参考となる事項

(3) 工事写真の色彩

工事写真の色彩は、原則としてカラーとする。

(4) 工事写真の大きさ

工事写真の大きさは、原則としてサービスサイズ（約7.6×11.2cm）以上とする。

ただし、監督職員が指示した場合は、別のサイズとすることができる。

(5) 工事写真の整理方法

工事写真は、林道ごと工種別に、工事写真帳に整理する。

(6) 工事写真帳の大きさ

工事写真帳の大きさは、A4判以上の工事用アルバムを標準とする。

(7) 工事写真帳の提出

工事写真帳は、工事完成時に1部提出する。

ただし、監督職員が指示する写真については、指示する時期に指示する部数を提出する。

(8) デジタル工事写真

ア 画像の信頼性を確保する観点から、原則として画像編集は認めない。

ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

イ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。

ウ 写真ファイルの記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。

エ 印刷物を納品に使用する場合は、300dpi以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度以上の期間に顕著な劣化が生じないものとする。

電子媒体を納品に使用する場合は、CD-Rを原則とする。

ただし、監督職員の承諾を得た場合は、その他の媒体も提出できる。

なお、属性情報、フォルダ構成等については監督職員と協議の上決定する。

また、納品する媒体は提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。

# 林道工事特別仕様書

## 目 次

第1章	総 則	1
第1節	通 則	1
第1条	適 用	1
第2条	関連工事の調整	1
第3条	火災保険等	1
第4条	諸法令の遵守	1
第5条	工事現場管理	3
第6条	施工管理	3
第7条	建設副産物	5
第2章	材 料	7
第1節	適 用	7
第8条	適用範囲	7
第2節	木材等	7
第9条	木材	7
第3章	共通施工	10
第1節	切土工	10
第10条	切土施工	10
第2節	盛土工	10
第11条	盛土方法	10
第3節	残 土	10
第12条	残土処理工	10
第4節	植生工	11
第13条	筋芝工	11
第14条	種子吹付工及び播種工	11
第5節	柵 工	12
第15条	編柵工	12
第16条	木柵及び丸太柵工	12
第17条	鉄線かご工	12
第6節	排水施設工	13
第18条	側溝工	13
第19条	横断溝	13
第20条	集水ます工	14
第21条	流木除工	14
第22条	流末工	14
第23条	法面排水工	14

第7節	基礎工	14
第24条	床掘	14
第25条	フーチング基礎工	14
第8節	落石雪害防止工	15
第26条	落石防止網工	15
第9節	道路付属施設工	15
第27条	路側防護柵工	15
第28条	標識工	15
第4章	無筋、鉄筋コンクリート	16
第1節	レディミクストコンクリート	16
第29条	品質	16
第5章	擁壁工	16
第1節	通則	16
第30条	鋼製擁壁工	16
第31条	簡易鋼製土留壁工	17
第32条	木製土留・擁壁工	17
第6章	橋梁下部	17
第1節	適用	17
第33条	適用すべき諸基準	17
第7章	橋梁上部	17
第1節	適用	17
第34条	適用すべき諸基準	17
第2節	工場製作工	17
第35条	材料	17
第8章	路体強化工	19
第1節	通則	19
第36条	一般	19
第37条	砂利敷	19
第38条	路面整正	19
第39条	除草	19
第40条	側溝整備	20
第41条	小崩土除去	20
第42条	安全対策等	20
林道工事施工管理基準（路体強化工）		21

# 第1章 総 則

## 第1節 通 則

### 第1条 適 用

- 1 この林道工事特別仕様書（以下「特別仕様書」という。）は、国有林野事業工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）、林道工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）を補足する事項を示すものであり、契約約款、標準仕様書に優先する。
- 2 工事ごとに定めるべき特殊な事項は、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）に示すものとする。
- 3 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、標準仕様書、特別仕様書に優先するものとする。

### 第2条 関連工事の調整

- 1 受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。
- 2 他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

### 第3条 火災保険等

- 1 受注者は、契約約款第50条の規定に基づき雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、「労災保険関係成立」の標識を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任を持って適正な保証をしなければならない。
- 4 受注者は、下請けを含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙又は林業退職金共済証紙を購入し、発注者にその掛金収納書を提出しなければならない。
- 5 受注者は、建設業退職金共済制度に加入した時は「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行わなければならない。

### 第4条 諸法令の遵守

- 1 受注者は、標準仕様書第117条の規定に基づき工事の施工に当たっては労働安全衛生法等の諸法令を遵守して工事の円滑な進捗を図るものとし、特に下記事項については適切に実施するものとする。
- 2 受注者は、保安林内で工事を行う場合は、林道標準図（一般）に示す作業許可標識を設置しなければならない。
- 3 受注者は、下記事項（1）に示す土石流危険河川における工事の施工に当たり、労働安全衛生関係諸法令を遵守し、安全に留意した現場管理を行うとともに、下記事項（3）について実施するものとする。

#### （1）適用範囲

- ① 作業場所の上流（支川を含む。以下同じ。）の流域面積が20ha以上であって、上流側の200mにおける平均河床勾配が3°以上の河川。
- ② 市町村が「土石流危険溪流」として公表している河川。

③ 都道府県又は、市町村が「崩壊土砂流出危険地区」として公表している地区内の河川。

(2) 実績事項

- ① 「土石流による労働災害の防止に関する規程」を作成すること。
- ② 当該規定を作成し施工計画書（安全管理）に添付すること。
- ③ 降雨量の把握及び記録をするため、工事現場に雨量計を設置すること。  
雨量計の計測位置は、建物等による雨の跳ね返り、樹木等による影響がない箇所  
所で地上50 c mの高さの台上に水平に設置すること。
- ④ 土石流発生危険性の高い融雪期、梅雨期は、極力溪流内の工事を避ける工程とすること。
- ⑤ 溪流の濁り、流量の変化等を現場代理人が常時観察し、変化の状況等を記録すること。
- ⑥ 「土石流による労働災害の防止に関する規程」に基づき、適切な安全対策を実施するものとし、降雨量が土石流の発生する恐れがある一定の基準（警戒降雨量基準）に達したときは、速やかに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させること。
- ⑦ 土石流災害対策費用（監視人の配置、警報・避難設備等）を要した場合は、記録写真等を添えて監督職員に報告すること。

4 排出ガス対策型建設機械の使用について、当該工事において示す建設機械を使用する場合は、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について（平成11年4月1日付11林野計第134号林野庁長官通達）」に示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。（排出ガス対策型建設機械を使用できない場合で、技術証明等によりその効果が明らかな排出ガス浄化装置を装着した建設機械については、排出ガス対策型建設機械とみなす。）

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

また、現場代理人は施工箇所において使用する建設機械の写真撮影（全体像及びステッカー部分）を行い、監督職員に提出するものとする。

・ 対策機種一覧

一般工事用建設機械	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ</li> <li>・ホイローダ</li> <li>・ブルドーザ</li> <li>・発動発電機（可搬式）</li> <li>・空気圧縮機（可搬式）</li> <li>・油圧ユニット</li> <li>（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマー、パイプロハンマー、油圧式鋼管圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、全回転オールケーシング掘削機）</li> <li>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>・ラフテレーンクレーン</li> <li>・不整地運搬車</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5k m以上 260 k w以下）を搭載した建設機械に限る。</p>

注) 道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

## 第5条 工事現場管理

受注者は、標準仕様書第120条第7項に定める「工事表示板」には、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を表記すること。

## 第6条 施工管理

受注者は、標準仕様書第121条に基づき発注者が「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づいて行う工事の成績評定に必要な、次の資料を監督職員に提出しなければならない。

### 1 出来形

主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）について、工事施工管理基準に定める測定項目、測定基準に基づき確認した結果により次の資料を作成すること。

ただし、資料は、測定項目ごとのサンプル数が15以上のときはヒストグラムのみ、サンプル数が15未満のときは管理図のみの作成でよいこととする。

#### (1) ヒストグラム

次の資料を作成すること。

- ① 測定表（野帳）及び出来形管理図
- ② 度数分布表
- ③ ヒストグラム

#### (2) 管理図

次の資料を作成すること。

- ① 出来形管理図
- ②  $\bar{x}-R$  管理データシート
- ③  $\bar{x}-R$  管理図
- ④  $\bar{x}-R s-R m$  管理データシート
- ⑤  $\bar{x}-R s-R m$  管理図3

### 2 品質

主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）を構成する材料及び施工について、品質管理基準に定める試験項目、試験基準に基づき確認した結果により次のすべての資料を作成すること。

ただし、当該工作物について品質管理基準に定める試験項目の該当がない場合は、監督職員と打合せのうえ作成しないことができる。

#### (1) ヒストグラム

次の資料を作成すること。

- ① 試験表
- ② 度数分布表
- ③ ヒストグラム

#### (2) 管理図

次の資料を作成すること。

- ① 試験表
- ②  $\bar{x}-R$  管理データシート
- ③  $\bar{x}-R$  管理図
- ④  $\bar{x}-R s-R m$  管理データシート

⑤  $\bar{x} - R_s - R_m$ 管理図

3 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

本工事の実施に当たり、次の高度技術、創意工夫、社会性等に関する事項がある場合は、別添様式8①及び②により事項ごとに別葉で資料を作成すること。

なお、作成に当たっては、内容等について監督職員と十分に打合せを行うこと。

(1) 高度技術

工事全体を通して他の類似工事に比べて、次のような特異な技術力を要する場合は、その内容を記載すること。

ア 施工規模

対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等が一定の規模以上であるもの。

イ 構造物固有

複雑な形状の構造物の築造、既設構造物の補強、特殊な撤去工事等であるもの。

ウ 自然条件等

特殊な土壌又は地質の影響、湧水又は地下水の影響、制約の厳しい工事用道路又は作業スペース等の影響、気象現象の影響、資材運搬の制約の影響、動植物等への配慮の必要、山林砂防工の適用工事に該当するもの。

エ 社会条件等

埋設物等の地中内の作業障害、鉄道又は共用中の道路又は建築物等の近接施工、周辺住民又は周辺環境又は景観への配慮対策、廃棄物処理、現道上の交通規制等に該当するもの。

オ 現場での対応

災害等での臨機の処置、施工状況（条件）の変化の対応等に該当するもの。

カ その他

上記アからオのほか、特記すべきもの。

(2) 創意工夫

上記（1）の高度技術に該当するものではないが、次のような創意工夫として位置づけられるものがある場合は、その内容を記載すること。

ア 準備・後片づけ

施工準備又は後片づけにおいて効率的あるいは効果的と考えられる工夫のあるもの。

イ 施工関係

施工に伴う機械又は器具又は工具又は装置類、二次製品又は代替品の利用、施工方法、施工環境の改善、仮設計画、施工管理又は品質管理、自然環境への影響の軽減等に関して工夫しているもの。

ウ 品質関係

工事材料あるいは出来形の品質確保等のための工夫のあるもの。

エ 安全衛生関係

安全施設又は仮設備の配慮、安全教育又は講習会又はパトロール、作業環境の改善、交通事故防止等に関して工夫のあるもの。

オ 施工管理関係

品質確保、工期の確保、工事価格の確保等に関して工夫のあるもの。

カ その他

上記アからオのほか、特記すべきもの。

(3) 社会性等

地域社会や住民に対し、地域の自然環境の保全、動植物の保護、現場環境の地域への調和、地域住民とのコミュニケーション、ボランティアの実施等で貢献した場合は、その内容を記載すること。

**第7条 建設副産物**

受注者は、建設副産物の処理に当たっては、標準仕様書第125条の規定に基づき行うものとするが、産業廃棄物の排出が予定される工事については、北海道循環利用促進税(以下、「循環税」という。)が適用されるので、当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合又は、中間処理場を経由して、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

別 添

様式 8 ①

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	請 負 者 名																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>評 価 内 容</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6"> <input type="checkbox"/> 高度技術                      工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力                 </td> <td> <input type="checkbox"/> 施行規模  <input type="checkbox"/> 構造物固有                 </td> <td>                     対象構造物の高さ、延長、施行（断）面積、施工深度                      複雑な形状の構造物                      既設構造物の補強、特殊な撤去工事                 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 技術固有                 </td> <td>                     特殊な工種及び工法                      新工法（機器類を含む）及び新材料の適用                      各種調査等の工事                 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 自然条件等                 </td> <td>                     特殊な土壌、地質の影響                      湧水、地下水の影響                      制約の厳しい工事用道路・作業スペース等                      気象現象の影響                      資材運搬の制限の影響                      動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無                 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 社会条件等                 </td> <td>                     埋設物件の地中内の作業障害物                      鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工                      周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策                      廃棄物処理                      現道上の交通規制                 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 現場での対応                 </td> <td>                     災害等での臨機措置                      施工状況（条件）の変化の対応                 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> その他                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5"> <input type="checkbox"/> 創意工夫                      「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫                 </td> <td> <input type="checkbox"/> 準備・後片付け                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 施工関係                 </td> <td>                     施工に伴う機械、器具、工具、装置類                      二次製品、代替製品の利用                      施工方法の工夫                      施工環境の改善                      仮設計画の工夫                      施工管理、品質管理の工夫                      自然環境への影響軽減の工夫                 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 品質関係                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 安全衛生関係                 </td> <td>                     安全施設・仮設備の配慮                      安全教育・講習会・パトロールの工夫                      作業環境の改善                      交通事故防止の工夫                 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 施工管理関係  <input type="checkbox"/> その他                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 社会性等                      地域社会や住民に対する貢献                 </td> <td> <input type="checkbox"/> 地域への貢献等                 </td> <td>                     地域の自然環境保全、動植物の保護                      現場環境の地域への調和                      地域住民とのコミュニケーション                      ボランティアの実施                 </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	評 価 内 容	備 考	<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施行規模 <input type="checkbox"/> 構造物固有	対象構造物の高さ、延長、施行（断）面積、施工深度 複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 各種調査等の工事	<input type="checkbox"/> 自然条件等	特殊な土壌、地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無	<input type="checkbox"/> 社会条件等	埋設物件の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機措置 施工状況（条件）の変化の対応	<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け		<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫	<input type="checkbox"/> 品質関係		<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	<input type="checkbox"/> 施工管理関係 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	
項 目	評 価 内 容	備 考																													
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施行規模 <input type="checkbox"/> 構造物固有	対象構造物の高さ、延長、施行（断）面積、施工深度 複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事																													
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 各種調査等の工事																													
	<input type="checkbox"/> 自然条件等	特殊な土壌、地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無																													
	<input type="checkbox"/> 社会条件等	埋設物件の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制																													
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機措置 施工状況（条件）の変化の対応																													
	<input type="checkbox"/> その他																														
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け																														
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫																													
	<input type="checkbox"/> 品質関係																														
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫																													
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係 <input type="checkbox"/> その他																														
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施																													

1. 該当する項目に□レマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式 8 ②

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名	請 負 者 名								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>評 価 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提案内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(説 明)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(添付図)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	評 価 内 容	提案内容		(説 明)		(添付図)		
項 目	評 価 内 容								
提案内容									
(説 明)									
(添付図)									

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

## 第2章 材 料

### 第1節 適 用

#### 第8条 適用範囲

受注者は、標準仕様書第201条の規定に基づく材料以外の新製品及び完成後外部から明視できない鉄筋、路盤用シート、杭等の材料を工事に使用する場合は、監督職員の検査を受けなければならない。

### 第2節 木材等

#### 第9条 木 材

1 標準仕様書第212条に定める「木材」とは、間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を指すこととする。

なお、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を、監督職員に提出し確認を受けること。

2 標準仕様書第212条第6項に定める現地発生木材を伐採・利用する場合は、品質・形状等に係る必要な手続きについて、監督職員の指示を受けるとともに、合法性、持続可能性の証明書を監督職員に提出し確認を受けること。

(1) 現地発生木材とは、次のものとする。

ア 現地採取材：工事資材として現地で伐採されるもの。

イ 支 障 木：工事に先立って事前処理されたもの及び工事途中で支障となり伐採されるもの。

(2) 現地発生木材の伐採・利用に関する必要な手続き（森林法及び自然公園法等の各種法令等については別途）については次に留意するものとする。

ア 現地発生木材を伐採する場合（別添 1）

立木を伐採する場合の証明書は、次の事項を記載した合法性、持続可能性証明書「現地採取を行うために伐採する場合及び支障木を伐採する場合の証明書」とする。

なお、本証明書は、次の①～⑤の内容が明確なものは伐採届や伐採許可書の写しでも可とする。

- ① 証明書番号及び年月日
- ② 物件(森林)所在地
- ③ 伐採面積
- ④ 樹種
- ⑤ 数量

イ 現地発生木材を工事資材として利用する場合（別添 2）

木材を利用する場合の証明書は、次の事項を記載した合法性、持続可能性証明書「現地発生材(現地採取の場合及び支障木を材料とする場合)を工事資材として利用する場合の証明書」とする。

- ① 年月日
- ② 品目
- ③ その他

別 添 1

「現地採取を行うために伐採する場合及び支障木を伐採する場合」の証明の例

証明書番号

平成 年 月 日

## 合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称  
事業体の所在地  
代表者氏名

下記の物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林であり、森林の伐採に関する法令に照らして合法に手続きを行っているものであることを証明します。

記

- 1 物件(森林)所在地：
- 2 伐採面積
- 3 樹種
- 4 数量
- 5 その他

※ 本様式による証明書の作成に代えて、伐採届や伐採許可書等の写しを引き渡すことで証明書とすることも可能です。

別 添 2

「現地発生材(現地採取の場合及び支障木を材料とする場合)を工事資材として利用する場合」の証明書の場合の例

証明書番号

平成 年 月 日

## 合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称  
事業体の所在地  
代表者氏名

下記の製品は持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品 目
- 2 数 量
- 3 その他

※ 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することも可能です。

## 第3章 共通施工

### 第1節 切土工

#### 第10条 切土施工

受注者は、切土については標準仕様書第306条の規定に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 両切箇所における川手の余幅にあつては、地山全部を残す。
- 2 上層土質が薄層で、地形、土質から安定すると判断されるときは、下層土質ののり面勾配と同程度に施工しても差し支えないものとする。
- 3 施工基面から直高1m程度の切取りのり面は、土質の種類が異なっても、上層土質ののり勾配で施工しても差し支えないものとする。
- 4 切土のり面仕上げの程度は、仕上げ機械の爪跡等が残ってもよいものとする。

### 第2節 盛土工

#### 第11条 盛土方法

受注者は、盛土方法については、標準仕様書第309条の規定に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 段切の寸法は、盛土と原地盤との密着を図り滑動を防止するため、最小高さ50cm、最小幅100cm以上を標準とする。  
なお、段切を行わず埋設柵等を設置することにより滑動防止を図る場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 段切を施工した場合、その状態のまま長時間放置してはならない。  
特に、洪水期にあつては、応急措置が行える範囲を工程表等により検討し、監督職員と協議しなければならない。
- 3 盛土工の作業を中断する場合は、表面に3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
- 4 機械施工による盛土のり面仕上げは、削り取り作業と平行して上方から押え込み作業をするものとする。
- 5 盛土のり勾配は、残土の発生状況等によって監督職員の承諾を得たうえで指定のり勾配より緩やかに施工することができる。
- 6 のり尻付近は枝条等を取り片付けて、のり尻と地山の定着を明らかにしなければならない。
- 7 掘取根株等がある場合は、盛土のり尻に安定した状態で整理し、盛土のり面の土砂等の流下防止を行う。なお、安定した状態で整理できない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 8 盛土のり面には設計図書で示す緑化工を施工するものとする。

### 第3節 残土

#### 第12条 残土処理工

受注者は、残土処理工については、標準仕様書第310条の規定に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 路体に接して残土処理を行う場合で、施工基面と同じ高さで横方向の幅が2mまでの腹付土砂及び幅が2m以上の土場等の林業作業用施設を施工する場合は、盛土工に準じて施工しなければならない。

2 上記1以外に腹付残土として路体に接して残土処理を行う場合及び路体に接しないで残土処理する場合は、残土の法尻から天端までの高さは1.5m未満としなければならない。

この場合の残土のり面仕上げの程度は、仕上げ機械の整形跡が残っても良いものとする。

3 残土のり勾配は、残土の発生状況等によって監督職員の承諾を得たうえで指定のり勾配より緩やかに施工することができる。

4 のり尻付近の枝条、堀取根株等の整理は、盛土工に準じて施工しなければならない。

5 残土処理箇所には、設計図書で示す植栽工を施工するものとする。

6 残土処理箇所に植栽工（柳挿し工）を行う場合は、次のとおり施工しなければならない。

- ① 植栽工（柳挿し工）に用いる材料の柳は、末口径2cm程度、長さ20cm以上の粘質、強靱で素性のよいものとする。
- ② 採取する場合は、採取後直ちに葉を取り去り良好な状態で保管しなければならない。
- ③ 柳の運搬に当っては、樹皮の損傷、乾燥などのないように保護を講じなければならない。
- ④ 柳の元口は斜めに切断するものとし、その切り口は滑らかで、かつ、新鮮でなければならない。
- ⑤ 挿込みは深挿し・斜め挿しとし、挿込みにあたっては、樹皮に損傷を与えないよう案内棒で穴をあけてから、挿し穂の上下が逆にならないよう注意し、地上に1～2cm出る程度挿込まなければならない。

#### 第4節 植 生 工

##### 第13条 筋 芝 工

受注者は、筋芝工については標準仕様書第311条の規定に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 筋芝工に用いる材料は、人工芝にあつては幅7cm級、生芝では幅14cmのものを使用することとする。
- 2 生芝を使用するときは、土羽土を法面に水平より幾分内側に傾斜させて切りならした後、締固めるものとする。

##### 第14条 種子吹付工及び播種工

標準仕様書第313条の規定に基づく種子吹付工及び播種工材料の配合は、次表によらなければならない。

区 分	名 称	単 位	数 量	摘 要
種 子	よもぎ	kg	0.1	
	クリーピングレッドフェスク	〃	0.4	
	ケンタッキーブルーグラス	〃	0.4	
肥 料	高度化成肥料	〃	16.0	NPKの合計40%以上
養 生 剤	被覆材	〃	20.0	
	粘着材	〃	0.2	
	土壌改良剤（速効性）	リットル	0.04	

播種工標準配合表

100m<sup>2</sup>当たり

区 分	名 称	単 位	数 量	摘 要
種 子	よもぎ	kg	0.3	
	ホワイトクローバー	〃	0.9	
肥 料	高度化成肥料	〃	5.0	NPKの合計40%以上

## 第5節 柵 工

### 第15条 編柵工

受注者は、編柵工については、標準仕様書第316条の規定に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 柳挿し工に用いる材料の柳は、末口径2cm程度、長さ30cmの粘質、強靱で素性のよいものを採取し、直ちに葉を取り去り良好な状態で保管しなければならない。
- 2 柳の運搬に当たっては、樹皮の損傷、乾燥などのないように、保護を講じなければならない。
- 3 柳の元口は斜に切断するものとし、その切り口は滑らかで、かつ、新鮮でなければならない。
- 4 柳は、縦横60cm間隔で頭部を法面の下方にやや傾けて挿込むこととし、挿込みに当たっては、樹皮に損傷を与えないよう案内棒で穴をあけてから挿込み、元口を25cm程度挿し込んで周囲を締固めるものとする。

### 第16条 木柵及び丸太柵工

成木柵工については、標準仕様書第317条の規定に基づき施工するものとし、控木の継手は、継手部を中心に40cmの相欠きとしなければならない。

### 第17条 鉄線かご工

受注者は、鉄線かご工については、標準仕様書第319条に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 共通事項
  - ① 中詰材料は、設計図書に示されたものとし、極端に扁平で割れやすいものは使用してはならない。
  - ② 中詰材料は、運搬又は中詰作業の過程において、努めて土砂等が混入しないようにしなければならない。
  - ③ 布設にあたっては、十分安定するように床掘、床ならしを行なわなければならない。
  - ④ 材料の詰め方は、外側になるべく大きい石を選び、一層30cm程度ごとに突棒などで十分突固めながら行い、投げ入れ等でかごに変形・損傷を生じさせないようにしなければならない。
- 2 普通ふとんかご工の布設は次によるものとする。
  - ① ふとんかごの布設は、かご底部を正しく定めて設置しなければならない。
  - ② 隣接かごとの連結は、隅角部を3.2mm（10#）亜鉛引鉄線を用いて2回以上ひねり緊結しなければならない。
- 3 大型ふとんかご工の布設は次によるものとする。
  - ① かごの布設は、全面の主筋（φ13mm）側を表面とし、二段重ね以上で長さ4m以上になるときは布積としなければならない。
  - ② 隣接かごとの連結は、隅角部を3.2mm（10#）亜鉛引鉄線を用いて2回以上ひね

り緊結しなければならない。

4 蛇かご工の布設は次によるものとする。

- ① 蛇かごの布設は、のり作りを行った後、10mごとに所定の本数がおさまるようにかご頭の位置を定めて間割りをして並べなければならない。
- ② 詰石口は長さ2mごと以内に設け、詰め方は外まわりになるべく大きい石を選び、かごの先端から逐次空隙のないようほぼ正円に仕立てて詰め込むものとし、投げ入れたり、滑走させたりしてかごに損傷を与えてはならない。
- ③ 水深の大きい箇所では、吊足場、その他の方法で作業を行い、かごを所定の位置に徐々に沈下させなければならない。

5 木製パネルかご工の布設は次によることとする。

- ① 布設かごを設計図に従い10m程度設置するごとに、同時併行して木製パネルの通りを調整しながら取り付けなければならない。
- ② ふとんかごと木製パネルの取り付けは、木製パネル固定引帳線を用い、木製パネル製作締付ボルトとふとんかごの背面網の交点を結んで取り付けなければならない。
- ③ 木製パネルの連結用ボルトの取付けがスムーズでない場合は、無理なボルトの締付けを行わず、隣り合わせの木製パネルの据付け位置を調整した後に縦栈木を取り付けなければならない。
- ④ 中詰作業は、常に木製パネルの通りを確認し、中詰材と背面埋戻土を同じ高さにおいて双方を十分締固めながら進めなければならない。
- ⑤ 植生土は現地で採取する腐葉土を原則とするが、採取が困難な場合には監督職員と協議しなければならない。

## 第6節 排水施設工

### 第18条 側溝工

受注者は、側溝工については、標準仕様書第327条の規定に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 コンクリートU字溝の布設に当たっては、特に定めるほかは流末が既設側溝あるいは川手側地山等になじみよく排水されるよう行わなければならない。
- 2 目地モルタルは、硬練りを使用することとし、所要量をその都度、調合しなければならない。
- 3 目地間隔は原則として10mmとし、継目を清掃してから目地詰めを行って、ブロックとの付着を確実にやり、平滑に仕上げたのち十分に養生しなければならない。
- 4 ポリ集水樹の布設に当たっては、不等沈下をおこなさないように基礎工を入念に行わなければならない。
- 5 ポリ有孔管は、有孔面を上にして布設しなければならない。
- 6 芥除工の鋼棒の底部は、施工後移動しないように打込み又は掘り下げなければならない。
- 7 芥除工の設置に当たっては、管底より20cm程度掘り下げ、堅固に据え付けなければならない。

また、埋没のおそれのある箇所の埋戻しは、礫等により行わなければならない。

### 第19条 横断溝

受注者は、横断溝については、標準仕様書第328条の規定に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 横断排水工における基床工は、路盤工材料を用い、ランマ又はタンパで均一に転圧

しなければならない。また、丸太開渠工を行う時は、踏木の取付け前に転圧しなければならない。

- 2 横断溝の据付け部の側溝敷下流側には、凹グレード部や側溝水を遮断しなくても良い場合を除き、横断排水のため、敷木（天端）と同高で幅1.0m程度の築堤を設けるなどして開渠への導水を図らなければならない。

## 第20条 集水ます工

丸太集水ます工については、標準仕様書第335条の規定に基づき施工するものとし、設置に当たっては、周囲をます内に入込まない粒度の粗い礫等で十分に締固め埋め戻さなければならない。

## 第21条 流木除工

丸太流木除工については、標準仕様書第336条の規定に基づき施工するものとし、据え付けにあたっては、現溪床から50cm程度床掘りして水平にして設置し、埋戻しは現溪床まで礫等をもって行なわなければならない。

## 第22条 流末工

丸太洗掘防止工については、標準仕様書第337条の規定に基づき施工するものとし、設置に当たっては、基礎地盤を平坦に均し定着させなければならない。

## 第23条 法面排水工

受注者は、法面排水工については、標準仕様書第339条の規定に基づくものの他、コルゲート半円管及び角型ポリU字溝の基礎、敷設は次により行なわなければならない。

- 1 基床は、良質な土石類を使用して十分に締固めなければならない。
- 2 排水材料（以下「材料」という）の取付け勾配は、盛土のり勾配と同程度とし、材料の天端まで盛土を巻きだし、踏付け、土羽打ち仕上げとしなければならない。

## 第7節 基礎工

### 第24条 床掘

- 1 床掘については、標準仕様書第340条の規定に基づき施工するものとし、川手の余幅にあつては、地山全部を残さなければならない。
- 2 構造物基礎工の支持力を確認するため、標準仕様書第340条第3項の規定に基づく試験を行う場合は次のとおりとし、監督職員の確認を受けなければ、次の施工を実施してはならない。
  - (1) 試験項目は、「平板載荷試験」または「スウェーデン式サウンディング試験」とし、試験区分は、必須とする。
  - (2) 規格値は、設計で想定している各構造物の最大地盤反力 $q$ が、許容支持力の範囲内にあることを確認すること。
  - (3) 試験基準は、構造物の箇所ごと、土質区分ごとに実施することとする。

### 第25条 フーチング基礎工

フーチング基礎工については、標準仕様書第343条の規定に基づき施工するものとし、ベタ打ち基礎は、余幅を取らない断面形状で床掘しなければならない。

## 第8節 落石雪害防止工

### 第26条 落石防止網工

受注者は、落石防止網工については、標準仕様書第354条の規定に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 伐開は落石防止網の設置面に必要最小限度の範囲としなければならない。
- 2 金網設置箇所への頭付近の凹凸部は切り落とすこととし、崩壊面拡大の防止、網と法面の密着の確保を図らなければならない。
- 3 ロープを添え合わせてクリップで固定する場合、クリップボルトの締付は張力のかかる側で行なわなければならない。
- 4 固定金具は、堅固に取り付けなければならない。
- 5 ワイヤロープの折返し部分は1.0m以上とし、ワイヤクリップを4個以上使用して緊結しなければならない。
- 6 縦ロープは、平行に取り付けることを原則とし、金網の重ね幅は30cm以上を標準とするが、地形が局部的に凹凸となっている箇所については、金網の重ね幅を20cm以上とし、縦ロープは重ね幅の中央に取り付けるものとする。  
なお、金網の重ね幅を変える場合は、事前に金網1枚ごとの位置を杭等により法頭法尻に明示し、全体のバランスを考慮して決定するものとする。
- 7 アンカーは、所定の位置に打込んで、十分堅固に仕上げるものとし、アンカーの施工状況写真、張力の試験結果等に関する資料を監督職員に提出しなければならない。

## 第9節 道路付属施設工

### 第27条 路側防護柵工

受注者は、路側防護柵工については、標準仕様書第360条の規定に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 防護柵をコンクリート製の橋梁、擁壁等に設置する場合は、あらかじめ所定の位置に箱抜き等をして、コンクリートにより埋込まなければならない。
- 2 ガードケーブルとブラケットの止め構造は、ピン方式により固定しなければならない。

### 第28条 標識工

受注者は、標識工については、標準仕様書第361条の規定に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 林道ゲートの施工は次によるものとする。
  - ① 支柱建込の埋戻しは、底面部は礫質土又は岩屑等で十分突固め平滑に仕上げなければならない。
  - ② 岩石箇所の床掘にあつては、周囲の岩盤を緩めないよう掘削しなければならない。
  - ③ 支柱は、礫質土又は岩屑等で十分突固め、堅固に建込まなければならない。
  - ④ 根かせアングルは、取付け位置まで突固めてから取付けなければならない。
- 2 カーブミラーの施工は次によるものとする。
  - ① 設置位置に当たっては、双方からの反射が利く向きに取付けなければならない。
  - ② 岩石箇所の床掘及び支柱の建て込みにあつては、林道ゲートに準じるものとする。
  - ③ 支柱及び反射鏡への泥、塵等は、丁寧に除去し、塗装のはがれ等のないように仕上げなければならない。
- 3 林道標示板及び標識類の施工は次によるものとする。
  - ① 岩石箇所の床掘及び支柱の建て込みにあつては、林道ゲートに準じるものとする。

- ② 標識類の設置位置は、設計図書によるが原則として進行方向左側の建築限界外とするものとする。
- 4 工事標識の起終点杭の施工は次によるものとする。
- ① 起終点杭は、工事終了後に設置しなければならない。
- ② 起終点杭の設置位置は、起点杭がB Pの左側、終点杭がE Pの右側で、路肩より約0.5m～1.0mの箇所とし、地盤により左右を選定できるものとする。
- ③ 起終点杭への記載内容は、「林道標準図（一般）」に掲載されているとおりとする。
- ④ 工事施工中に工事表示板に取り付けた「間伐材、合法材利用促進工事」の表記看板は工事終了後に起点杭へ取り付けることとする。

## 第4章 無筋、鉄筋コンクリート

### 第1節 レディーミクストコンクリート

#### 第29条 品 質

レディーミクストコンクリートを使用する場合は、標準仕様書第411条の規定に基づき下記の指定事項を満足する設計基準強度以上でなければならない。

【レディーミクストコンクリート配合条件表】

構造物の種類	無筋 鉄筋 の区分	設計図書 の記号	設計基準 強度 N/mm <sup>2</sup>	スランプ cm	空気量 %	最大水セ メント比 %	骨 材 最大寸法 mm
重力式橋台・擁壁等	無筋	C-4P	18	8.0	4.5	55	40
半重力式 橋台・ RC擁壁等	鉄筋	RC-1	21	8.0	4.5	55	40
RCスラブ <sup>*</sup> 橋・床版（非 合成桁）等	鉄筋	RC-4	24	8.0	5.0	55	20～25
橋面舗装・PC桁 中詰等	鉄筋	RC-3	30	8.0	5.0	55	20～25
床版（合成桁）等	鉄筋	RC-5	30	8.0	5.0	55	20～25

## 第5章 擁 壁 工

### 第1節 通 則

#### 第30条 鋼製擁壁工

受注者は、鋼製擁壁工については、標準仕様書第509条に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 鋼製擁壁の床掘について、掘削の際に土質の変化がみられた場合は監督職員と協議しなければならない。
- 2 中詰材にあつては、投入等により部材に衝撃や損傷を与えることをせず、積み上げにより空隙ができないよう詰めるものとする。また、鋼製擁壁が2段3段タイプの場合は、一段の組立て中詰めして背面の埋戻しをし、次に次段を同様に行わなければならない。

- 3 中詰材は、表面側に抜けでないように粒径の大きい石で積上げなければならない。

### **第31条 簡易鋼製土留壁工**

受注者は、簡易鋼製土留壁工については、標準仕様書第510条の規定に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 簡易鋼製土留壁工の鋼材の材質はJIS G3131 (SPHC) を使用し、表面は黒ワニス塗装処理とする。
- 2 簡易鋼製土留壁工の基礎底面は、いちじるしい凹凸がないように敷並べ、マットが互いにずれが生じないようにしなければならない。
- 3 簡易鋼製土留壁工の壁体ユニットの中詰は、1段ごとに2層に分けて突棒等で十分に締固め、構造物全体が均一で安定するよう施工しなければならない。

### **第32条 木製土留・擁壁工**

木製土留・擁壁工については、標準仕様書第514条の規定に基づくものの他、次のとおり施工しなければならない。

- 1 木製積工の裏込材は、なるべく礫等を含む透水性のある材料を用いるものとし、ブロックの隙間側には、大きい礫等を詰込み裏材料が漏れないようにするとともに、ウッドブロックと一体となるよう一段毎に突棒等で入念に充填しなければならない。
- 2 丸太枠工の中詰め材料は指定されたものとし、詰込み方法は、空隙のないよう圧密を高める施工をし、枠に変形や損傷を与えないよう詰込まなければならない。

## **第6章 橋 梁 下 部**

### **第1節 適 用**

#### **第33条 適用すべき諸基準**

橋梁下部の施工に当たっては、標準仕様書第602条に基づくものの他、「道路橋示方書」並びに「北海道における鋼道路橋の設計及び施工指針」を適用するものとする。

## **第7章 橋 梁 上 部**

### **第1節 適 用**

#### **第34条 適用すべき諸基準**

鋼橋上部の施工に当たっては、標準仕様書第702条に基づくものの他、「道路橋示方書」並びに「北海道における耐候性鋼材裸使用の道路橋の設計及び施工指針」を適用するものとする。

### **第2節 工場製作工**

#### **第35条 材 料**

- 1 耐候性鋼を鋼材に使用する場合は、次に示すものでなければならない。

① 主材料

名 称	規格番号	種類	記号
溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G3114	1 種	SMA 41
		2 種	SMA 51

② 溶接材料

用 途	規格
耐 候 性 鋼 用 SMA 41 SMA 50	JIS-Z-3212-D5016

- 2 部材の表面にコンクリート、モルタル、油脂類及びペイントマーク等が付着した場合は、すみやかに水洗等適切な方法で処理しなければならない。

## 第8章 路体強化工

### 第1節 通 則

#### 第36条 一 般

- 1 この特別仕様書は、路体強化工に適用する。
- 2 作業の着手に当たっては、監督職員と十分打合せを行い、本特別仕様書はもとより、当該路線の状況、周辺での作業者の有無及び車両の入林状況等について、事前に把握して実施するものとする。

#### 第37条 砂利敷

- 1 敷砂利の種類、品質、規格、数量、採取（購入）場所等については、工事内容説明書に示すところによる。
- 2 敷均し区間、敷厚、敷幅等については、監督職員の指示によるものとする。
- 3 砂利の敷均しに当たっては、路面の轍跡、その他凹部に重点的に敷込み、穴埋めの際は泥土を取り除くものとする。
- 4 路面砂利敷が完了したときは、路線ごとに監督職員の検査を受けるものとする。
- 5 砂利搬入及び敷均し数量は、伝票により整理し、監督職員の確認印を受けるものとする。  
なお、使用車両の荷台容量確認写真を提出するものとする。

#### 第38条 路面整正

- 1 直線区間の路面整正は、適当な横断勾配を付け、曲線部は、曲線の内側を低くするよう整正する。  
整正幅は、車道幅員を基本とし、車両の運行を円滑にするよう仕上げるものとする。
- 2 林道の両側に堆積した砂利類は、路面の軟弱箇所、又は凹地に敷均しするものとする。ブレードの深度は、不陸の状況、路面の軟弱等に応じ適宜加減し、路面の砂利等は、路外放出を極力減少させるものとする。
- 3 次のものは、路側の通行に支障のない箇所に整理するものとする。
  - ① 掘起こされた玉石等で、路面整正になじまないもの。
  - ② 草木類。
- 4 作業が完了したときは、路線ごとに監督職員の検査を受けるものとする。

#### 第39条 除 草

- 1 草刈の区間及び延長は、工事内容説明書に示すところによるものとする。
- 2 刈払いは、路肩から雑草、笹、灌木等を地際より刈払い、車両通行に支障となる刈払い物等は路面外に除去するものとする。  
なお、刈払いは、林道の両側とする。
- 3 見通しの悪い曲線区間等は拡幅刈払いを行い、視距確保等の措置を講ずる。
- 4 標準刈払い幅（片側1m程度）内にある残存立木等の処理は、監督職員の指示によるものとする。
- 5 作業が完了したときは、路線ごとに監督職員の検査を受けるものとする。

#### **第40条 側溝整備**

- 1 側溝整備の箇所、延長等は、工事内容説明書によるほか、監督職員の指示によるものとする。
- 2 側溝に堆積した土石は、通水に支障のないように掘り上げるものとする。
- 3 掘り上げた土石のうち、路盤材として適当なものは路面に敷込むものとし、不適当なもの及び残余の土石は土捨場又は通行に支障のない箇所に処理するものとする。
- 4 作業が完了したときは、路線ごとに監督職員の検査を受けるものとする。

#### **第41条 小崩土除去**

- 1 崩土石取除き箇所は、前後の路面となじみよく、かつ適当な横断勾配を付けるよう仕上げるものとする。
- 2 取り除いた土石のうち、路盤材として適当なものは路面に敷込むものとし、不適当なもの及び残余の土石は土捨場又は通行に支障のない箇所に処理するものとする。

#### **第42条 安全対策等**

- 1 作業開始に当たり、当日の作業現場起点付近に「作業中標識」等を設置し、通行車両に注意を喚起する措置を講じなければならない。
- 2 当該路線の法面、路肩、路面及び周辺等で危険な状態を発見した場合は、作業を一時中止する等により、安全を確保するとともに、監督職員に通報し指示を受けること。
- 3 作業中は、必ず作業灯を点灯し、林道内は安全に支障のない速度により走行すること。